明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　国立研究開発法人水産研究・教育機構についての共通事項省令第十条において読み替えて準用する共通事項省令第五条第二項及び第六条の規定の適用については、同項第二号ロ中「であった者」とあるのは、「であった者（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）の役員又は職員であった者を含む。次条第二号ロの（1）において同じ。）」とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省令、厚生労働省令、文部科学省令、経済産業省令、農林水産省令、国土交通省令、環境省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、工業標準化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

工業標準化法施行規則の一部を改正する省令

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「第四条第十三号」を「第四条第一項第十三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成五年通商産業省、建設省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

附　則

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○法務省令第十五号

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）の施行に伴い、並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十二条第二項、第四項、第五項及び第六項、第五十三条第一項、第二項及び第四項、第七十八条の二第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき、並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の実施のため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　法務大臣　岩城　光英

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九款　被害者等の心情等の伝達（第七十一条―第七十六条）」を「第九款　被害者等の心情等の伝達（第七十一条―第七十六条）　第十款　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則（第七十六条の二・第七十六条の三）」に、「第百条」を「第九十九条の二」に改める。

第七条第一項第二号中「刑期」の下に「（懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者（以下次号、第九条第一号及び第百一条第三号において「一部猶予者」という。）にあっては、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を含む。）」を加え、同項第三号中「及び終了日」の下に「（一部猶予者にあっては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の終了日を含む。）」を加える。

第九条第一号中「者」の下に「（一部猶予者にあっては、執行が猶予されなかった部分の期間が法定期間を超える者に限る。）」を加える。

第四十一条第一項中「第五十七条（1）を「第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四（これらの規定を」に改める。

第四十五条中「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改める。

第四十六条及び第四十八条中「第五十条第五号」を「第五十条第一項第五号」に改める。

第五十条第一項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間における保護観察付一部猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）

第五十条の二　地方委員会は、保護観察付一部猶予者（仮釈放中の者を除く。）について、法第五十二条第四項の規定により、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、その者が収容されている刑事施設若しくは少年院の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2　前項の刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始（保護観察付一部猶予者が仮釈放を許す旨の決定を受けた者である場合は、釈放。第五十二条第七項及び第九十九条の二第二項において同じ。）までの間に、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、その者を収容中の刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。